7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

一　第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

一　第二項第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

四　［略］

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視又は図面により検査する。

六　［略］

9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

一　第二項第六号から第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

二　火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫の盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

一　第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根

二　［略］

三　火薬庫の小屋組及び屋根の材質並びに盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

四　［略］

五　火薬庫の入口及び注水設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

六　［略］

9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

一　第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

二　火薬庫の屋根の材質並びに火災及び盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。